

(仮称) 豊野公園整備基本構想・基本計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要項

I 事業の目的と業務の概要

1 目的

本業務は、市民ニーズが高い公園を新設するため、豊野町の中心地である旧豊野小学校跡地のグラウンドを活用し、自然、文化、健康、食などをテーマに多世代が利用できる公園を整備する。

新設する公園は、地域の交流拠点はもちろん、市外からもわざわざ訪れてみたい魅力的な空間を目指し、シビックプライドの醸成や、子育て世代を中心に移住定住まで繋がることを目的として、基本構想・基本計画を策定する。

また、公園整備と管理運営を含めた公民連携事業の導入検討を行うため、Park-PFI（公募設置管理制度）等の制度導入と公募支援業務も行う。

2 業務委託の概要

(1) 委託名

(仮称) 豊野公園整備基本構想・基本計画策定支援業務委託

(2) 対象地

宇城市豊野町糸石 2 9 9 8 番地ほか

(3) 提案内容等

別紙「(仮称) 豊野公園整備基本構想・基本計画策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 2 月 2 8 日（金）まで

(5) 委託上限金額

1 2, 0 0 0 千円（税込）

3 実施スケジュール

項 目	期 日	提出資料
(1) プロポーザルの公表	令和 6 年 4 月 19 日（金）	
(2) 質問書の提出期限	令和 6 年 5 月 2 日（木）	別紙 1
(3) 質問に関する回答	令和 6 年 5 月 10 日（金）	
(4) 参加申出書の提出期限	令和 6 年 5 月 15 日（水）	様式第 1 号
(5) 参加資格確認結果通知	令和 6 年 5 月 17 日（金）	様式第 2 号
(6) 提案書の提出期限	令和 6 年 5 月 30 日（木）	様式第 4 号
(7) プレゼンテーションの実施	令和 6 年 6 月上旬予定	※別途通知
(8) 評価委員会による審査	令和 6 年 6 月上旬予定	
(9) 受託候補者の決定	令和 6 年 6 月 7 日（金） 予定	
(10) 結果通知書	令和 6 年 6 月 7 日（金） 予定	様式第 7 号

(11)契約内容に関する協議	令和 6 年 6 月中旬予定	
(12)業務委託契約の締結	令和 6 年 6 月中旬予定	

※上記の日程は、都合により変更する場合がある。

4 各項目の事務手続き

(1) 事務の受付

ア プロポーザルに関する質問（別紙 1）は、メールにより事務局において行う。

イ プロポーザルに関する提案書等の受付は、メール、持参又は書留郵便により全て事務局において行う。

ウ 受付時間は、午前 9 時から午後 4 時まで（土日、祝祭日を除く。）とする。

(2) 事務局

宇城市市長政策部 市長政策課 行政経営係（担当：田中、伊藤）

〒869-0692 熊本県宇城市松橋町大野 85 番地

TEL：0964-32-1803（直通） FAX：0964-32-2222

E-mail：shichoseisakuka@city.uki.lg.jp

II 資格要件等について

1 プロポーザル参加の要件

参加できる者は、業務委託を効率的かつ効果的に実施でき、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 宇城市の競争入札参加資格を有している者で、当該業務に対応する業務種別の調査業務の登録をしていること。
- (3) 令和 3 年 4 月以降に官公庁又はそれ以外の団体が発注した、本業務委託と同種業務・類似業務の実績があること。
- (4) プロポーザル参加申出書の提出期限から受託候補者特定の日までにおいて、宇城市工事等指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱（平成 17 年宇城市告示第 20 号）の規定による指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に

掲げる者に該当しないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

(9) 国税及び都道府県税、市税において未納がないこと。

(10) 本業務についての守秘義務を遵守できること。

(11) その他、市との協議に柔軟、真摯に対応できること。

Ⅲ 参加申込みについて

1 プロポーザル関係書類の交付期間、場所及び方法

(1) 交付期間 令和6年4月22日（月）～令和6年5月2日（木）

(2) 交付場所 宇城市ホームページ

(3) 交付方法 電子データ

2 参加申出書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限 令和6年5月15日（水）午後4時（必着）

(2) 提出場所 〒869-0592 宇城市 市長政策部市長政策課（住所記載不要）

(3) 提出方法 持参又は書留郵便（持参の場合は、平日午前9時～午後4時）

(4) 提出書類

ア 様式第1号「公募型プロポーザル参加申出書」

イ 会社概要（参考様式1、パンフレットの会社概要でも可）

(5) 提出部数 1部

(6) その他 提出書類等の作成等に係る一切の費用は、申込者が負担すること。

Ⅳ 質問及び回答について

1 質問は、別紙1「質問書」により提出すること。

(1) 提出期限 令和6年5月2日（木）午後4時

(2) 提出場所 宇城市 市長政策部市長政策課

(3) 提出方法 電子メール shichoseisakuka@city.uki.lg.jp

※送信後、必ず電話により着信確認してください。

- 2 回答は宇城市ホームページで掲載し、個別の回答は行わない。なお、質問がない場合は、質問書の提出を要しない。

V 提案書について

1 提案書の作成について

提案書は、次の提案課題に沿った内容とし、また仕様書及び関係法令に適合するように作成すること。

(1) 提案課題

課題項目	課題事項
1 業務内容	(1) 業務遂行 ・実施方針、スケジュール、配慮事項等 (2) 調査、分析、調整 ・ニーズ把握、情報分析、合意形成支援等の具体的な提案 (3) 将来像と整備方針 ・立地特性やポテンシャルを最大限活かした魅力的なコンセプトの提案 (イメージ図等も可) (4) 公民連携事業 ・民間活力の導入の事業手法の具体的な提案 (5) 持続可能な運営 ・多くの人に利用される施設に向けた運営の提案 ・市の財政負担が少ないプランの提案（イニシャルコスト、ランニングコストの両面から）
2 業務実績	(1) 人員配置状況や業務実績 ※業務実績については、過去3年間の同種業務又は類似業務の実績について、発注者、業務名、業務期間、業務概要を最大5件まで記載すること。 (官公庁業務以外でも可) 実績が確認できる契約書の写し等を必ず添付すること。
3 見積額	(1) 本業務委託の見積額

(2) 提案書の規格

ア 提案書は、任意様式とする。

イ 提出する書類の規格はA4横版とし、両綴じとする。

ウ 審査過程において、提案内容を客観的かつ公平に審査するため、提案書の表紙のみに法人名を記載し、表紙以外には法人名を記載しないようにする。

エ ページ番号を付すこと。

オ 提案課題は文書を補完するための写真、イラスト、スケッチ、イメージ図等の使用は可とする。

(3) 提案書の提出方法

ア 提案書は、原本を1部提出及びPDFデータを電子メールで提出すること。

イ 提案書原本を郵送により提出する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日の午後4時までに必着とすること。

(4) その他

ア 提案は、1参加者につき1案のみとする。

イ 提出期限に遅れた場合は失格とする。

ウ この要項に定める以外の方法により審査員等の関係者に直接又は間接を問わず、連絡を求めた場合は失格とする。

エ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合は失格とする。

2 参加の辞退について

参加者は、提案書の提出期限までに、本業務の提案への参加を辞退することができる。辞退する場合は、「提出意思確認書（様式第5号）」において提案書を提出しないとして提出し、その理由を記載した書面（A4版様式任意）を、事務局まで提出すること。

VI 審査について

1 提案資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は提案資格を取り消すものとする。

- (1) 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- (2) IIに定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (3) 提案書等、提出した書類に虚偽の記載があるとき。
- (4) 提案書の提出期限に遅れたとき。
- (5) 委託上限金額を超える提案をしたとき。
- (6) 他の提案者と提案の内容、又はその意思について相談を行ったとき。
- (7) 評価の公正性に影響を与える行為があったとき。
- (8) その他、評価委員会が不適格と認めたとき。

2 審査方法

- (1) 本プロポーザル審査は、本業務委託に係る評価委員会の評価委員が、別紙評価基準により提案者の提案内容について審査を行うこととし、提案者ごとに絶対評価とする。
- (2) 評価委員会において、提案書の審査及びプレゼンテーションを実施する。
- (3) 提案者が5者以上のときは、評価委員によって評価基準に基づき事前に提案書の審査を行い、上位4者を選定する。ただし、提案者が4者以下のときは、この限りでない。
- (4) プレゼンテーションの概要は次のとおりとする。
 - ア 日時 令和6年6月上旬（予定詳細は別途通知）
 - イ 場所 宇城市役所 会議室（詳細は別途通知）

ウ 人数 3名以内

エ 時間 50分（30分以内で説明、20分以内で質疑応答）

オ 機器 プロジェクター、その他必要な機器（パソコン等）は、提案者が準備すること。

なお、スクリーンは本市が準備する。

- (5) 評価点は満点を100点とし、最大及び最低点を除いた各委員の評価項目の合計を評価委員数で除し、小数点第2位以下を四捨五入した点数を提案者ごとに算出する。
- (6) 本プロポーザルの審査における最低基準点は60点とし、前号により算出した評価点がこれを下回る者は受託候補者とはならない。
- (7) 提案者の提案内容により、評価基準に基づき独立して提案者の提案の優劣を判定し、評価委員会において、委員の判定に基づく採点の合計点により基準点以上を満たす者の中から一位の者を決定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は、業務内容及び業務実績の評価点合計が最も高い者を受託候補者として選定する。なお、総合評価点が同点で、かつ、業務内容及び業務実績の評価点合計が同点である者が複数いる場合は、評価委員会委員長の総合評価点の高い者を受託候補者として選定する。
- (8) 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を受託候補者とする。また、基準点に満たない場合、又は参加申込みが無い場合は再度検討する。
- (9) 受託候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は次点者と交渉を行うものとする。

3 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査結果については、評価委員会終了後、提案者すべてに対して次のとおり通知する。

ア 受託候補者として特定した者に対しては、その旨を当該提案者の代表者あてに結果通知書（様式第6号）により通知する。

イ 受託候補者として特定しなかった者に対しては、その旨を当該提案者の代表者あてに結果通知書（様式第7号）により通知する。

ウ 上記イの通知を受けた者は、その通知をした日の翌日から起算して5日以内（土日祝日を除く）に、書面（A4版様式任意）により、宇城市に対して、その理由について説明を求めることができる。

エ 上記ウの受付場所は、宇城市市長政策部市長政策課とし、受付時間は午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）とする。

オ 上記ウに対する回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日以内（土日祝日を除く）に行うものとする。

カ 受託候補者が契約の締結までに提案資格を満たさなくなった場合、IVの1の各号に定める失格事項に該当することが判明した場合は、又はその他の理由において契約ができない場合は、当該審査結果を取り消すこととする。

また、受託候補者は、契約が締結できないことが明らかになった時点で、速やかにその

旨と理由を記載した書面（A4版様式任意）を提出すること。なお、この場合は、二位の者を受託候補者とする。

キ 審査終了後、提案者に選定の結果を令和6年6月7日（予定）までに通知するとともに、本市ホームページにおいて令和6年6月中旬（予定）に公表する。

なお、審査結果に係る内容についての異議申し立ては出来ない。

VII 契約について

1 契約手続

- (1) 受託候補者として特定された者（以下「特定者」という。）は、Ⅳ－3（1）アの結果通知書（様式第6号）を受領した後、速やかに、本市と当該業務仕様の内容について協議し、その内容を決定する。
- (2) 上記（1）の業務仕様内容が決定した後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の方法により本市と特定者との間で契約を締結する。
- (3) 特定者は、契約締結時までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、宇城市契約事務取扱規則（平成17年宇城市規則第46号）第22条第1項各号に該当する場合は、この限りでない。

VIII その他の注意事項

1 提出書類の取扱いについて

- (1) 提出された提案書等は、返還しない。
- (2) 市は、提出された提案書について、選定及び選定結果以外の目的で無断使用しない。
- (3) 提出された提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。

ただし、市が必要と認める場合には、無償で利用できるものとする。また、提出書類について、市民等から開示請求があった場合は、宇城市情報公開条例（平成17年1月15日条例第10号）に基づき、開示等を行う。

2 提出書類の作成及び提出に関する費用について

提出書類の作成及び提出、その他の提案協議に関する一切の費用については、市は負担しないものとする。

3 業務等の変更及び中止について

財政事情の変化や今後の社会情勢、その他不可抗力により、本市は業務及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。本契約締結までに変更又は中止の事態に至った場合、本市は提案者に対して一切の責任を負わないものとする。

4 その他

(1) 関係法令の遵守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託候補者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用できないこととする。また、業務委託終了後も同様とする。

別紙 1

令和 年 月 日

宇 城 市 長 様

提案者

住所

商号(名称)

代表者氏名

印

質 問 書

本提案について、次のとおり質問します。

件名	
----	--

質問 番号	課題項目	質問内容

- 1 件名は、本提案において記載されている名称を記入してください(委託の名称)。
- 2 質問事項ごとに番号を付けてください。
なお、1枚で収まらない場合は、本様式を複写して質問番号を連番で作成してください。
- 3 質問する内容が記載されている書類等のページ番号、条項番号等を記載してください。
(例:「仕様書P.3 II-1-(4)」等)
- 4 質問が無い場合は、質問書を送付する必要はありません。